

第 3943 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 2月23日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告をすれば税金が戻ってくる人

Q：確定申告をすると税金が戻ってくるという話を聞きますが、どのような人が戻ってくるのですか？

A：次のような人です。

【解説】

確定申告をすると税金が戻ってくるのは、次のような人です。申告書は1月1日から所轄税務署に提出することができます。

- ① 医療費の支払いが多かった人(10万円が目安)
- ② 国や地方公共団体、社会福祉法人などに寄付をした人
- ③ 政党や政治資金団体に対して政治活動に関する寄付をした人
- ④ 一定の新築住宅及び既存住宅を取得又は増改築を借入をして行った人
- ⑤ 一定の住宅の改修工事を行った人又は一定基準の住宅を新築した人
- ⑥ 所得が少ない人で、総合課税の対象となる配当所得があり、配当控除の適用を受けることができる人
- ⑦ 災害や盗難、横領によって住宅や家財について損害を受けた人
- ⑧ 国外所得があり、外国税額控除の適用を受けることができる人で、所得税額控除の計算上引ききれない外国税額控除額がある人
- ⑨ 予定納税している人で、第1期及び第2期の予定納税額が申告納税額より多い人

なお、申告書の提出を失念した人でも還付申告は、提出することができる日から5年間はすることができることとなっています。

